

## II 労働安全衛生法の新たな化学物質規制に伴う講習と教育の開催

労働安全衛生法令の改正により、国内で使用されている危険性・有害性のある物質について新たな化学物質規制が導入され、これまで以上に事業場での自立的管理に向けた実施体制を確立することが求められています。当協会におきましては、令和6年4月1日施行されます、『化学物質管理者、並びに保護具着用管理責任者の選任の義務化』に対応するために、昨年6月より化学物質管理者講習と保護具着用管理責任者教育を開催いたしました。

### 1. 化学物質管理者講習の開催

化学物質管理者講習は、リスクアセスメント対象物の製造事業場と、製造事業場以外の事業場（取扱い・譲渡提供する事業場）に向けた専門的講習を開催しております。

本年度は、製造事業場様向けは1回開催（昨年9月実施）、取扱い・譲渡提供事業場様向けは5回開催（昨年6、7、8、11月実施と本年2月予定）し、多くの皆様にご参加いただいております。

講習科目と講習時間は下表のとおりです。

	講習科目	講習時間（時:分）	
		製造事業場	取扱い事業場
学科	(1) 関係法令	1:00	0:30
	(2) 化学物質を原因とする災害発生時の対応	0:30	0:30
	(3) 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2:30	1:30
	(4) 化学物質の危険性又は有害性等の調査	3:00	2:00
	(5) 化学物質の危険性又は有害性等の調査結果に基づく措置等	2:00	1:30
実習	(6) 化学物質の危険性又は有害性等の調査結果に基づく措置等	3:00	—
講習時間（計）		12:00	6:00
(※) 理解度確認テスト		0:30	0:15



講習会会場の大正産業会館



松山講師より有害性措置説明



講習会の風景

### 2. 保護具着用管理責任者教育の開催

保護具着用管理責任者教育は、リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場様に向けた、保護具の管理に関する教育を開催しております。

本年度は、4回開催（昨年10、12月実施と本年1、3月予定）し、多くの皆様にご参加いただいております。

教育科目と教育時間は以下のとおりです。 ※下記の(1)～(4)項は学科教育です。

- (1) 関係法令 (30分)
- (2) 保護具着用管理 (30分)
- (3) 労働災害の防止に関する知識 (1時間)
- (4) 保護具に関する知識 (3時間)
- (5) 保護具の使用方法等 (実技教育1時間)



金原講師より関係法令の説明



湯浅講師より実技内容の説明



マスクフィットテストの風景

### Ⅲ 事業場様への出張教育の実施

1. 本年度、会員事業場様からの出張教育は、下表のとおり5社よりご依頼があり、積極的に対応いたしました。

依頼教育・研修等	事業社数	日数	延べ日数
(1) 玉掛け作業の再教育	1	2	2
(2) クレーン及び玉掛け作業の安全診断	1	1	1
(3) 危険予知訓練の研修（基礎と実践研修）	1	2	2
(4) フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育	2	1	2
計	5	6	7

2. クレーン及び玉掛け作業の安全診断での再教育例

一般社団法人日本クレーン協会テキストより引用

吊り荷の下には絶対に入らない	荷の巻上げ時の留意点
	<p>①ローフが張った時点で一担停止</p> <p>②つり荷が地上20cm上がった位置で一担停止</p> <p>③つり荷が地上2m上がった位置で移動</p>

3. フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育（学科と実技）



フルハーネス型墜落制止用器具の装着手順説明